

高 情 審 答 申 7 号

平成20年 4月 30日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年3月24日付け高農第16506号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「高松市食肉センター設置に係る5億5千万円の漁業補償の配分明細書の全部」（以下「対象行政文書」という。）について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が非公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成16年2月24日付けで高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、対象行政文書の公開請求があり、同日付けでこれを受理した。実施機関は、同年3月8日付けで非公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、同月11日付けで「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し、実施機関は同月15日付けでこれを受理した。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求文書は、高松市郷東町への高松市食肉センターの移転・建設にあたり、弦打漁業協同組合と種々協議を重ねた結果、漁業権の消滅を前提として建設同意が得られ、それに対して支払われた漁業補償 5 億 5 千万円に関するものである。

- (2) 弦打漁業協同組合に支払った漁業補償金 5 億 5 千万円の個々の組合員の受領を証する一切の文書について

本件文書は、配分明細書からなる。

しかし、これらは、同一請求人から受けた平成 15 年 3 月 4 日付け公開請求（以下「第一次請求」という。）の対象行政文書と同一であり、この案件は以下のとおり本件公開請求時に手続き中であったため、本請求は第一次請求からして二重請求となっていた。よって、平成 15 年 3 月 17 日付け高農第 16288 号による決定と同一の決定を行った。

〔第一次請求〕

- ・行政文書公開請求：平成 15 年 3 月 4 日
- ・非公開決定通知：同年 3 月 17 日付け高農第 16288 号
- ・異議申立て：同年 3 月 28 日受付

・ 審査会諮問 : 同年 5 月 1 5 日付け高農第 2 3 9 1 号

(3) 非公開とした理由について

配分明細書には、組合員の住所、氏名、個人別補償額、受領印が記載されており、それ以外に有意情報はなく、これらは個人に関する情報であり、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。よって、条例 7 条 1 号に該当し、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

実施機関の説明によると、本件対象行政文書は、漁業補償金 5 億 5 千万円の個々の組合員への配分明細書（組合員の氏名・住所・個人補償額・印影が記載されている。）であり、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして非公開としたとのことであった。

なお、本件公開決定と同一の決定とした平成 1 5 年 3 月 1 7 日付け高農第 1 6 2 8 8 号による公開決定にかかる、同年 5 月 1 5 日付け高農第 2 3 9 1 号の諮問案件については、平成 2 0 年 4 月 1 4 日付け高情審答申第 2 号により答申済みであるので、本件対象行政文書にかかる内容を再掲する。

(1) 配分明細書（組合員の氏名・住所・個人補償額・印影が記載されている。）について

個人補償額は、本件漁業協同組合およびその組合員に対する漁業損失補償の対象、方法、最終的に支出された補償金額など漁業損失補償の中枢となる情報である。

一般に、公共工事に伴う漁業損失補償は、公的資金を支出するものである以上、補償の可否および補償の額についても適正であることが予定されているが、漁業への影響など様々な要因によって決定されることから、非常に個別性が高く、他の補償事例と比較するのは容易ではない。したがって、当該情報が公開されれば、将来、市が損失補償の交渉を行うにあたり、前例との補償内容の差異から補償の交渉相手の理解をいたずらに混乱させ、あるいは、市が交渉相手から前例と同様であるとして

高額の補償額を要求されるなどして、将来の補償交渉が難航し、ひいては漁業損失補償の最終的な合意の成立が遅延するなど同種事業の執行が困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報は、公になることにより市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがあり、条例 7 条 5 号に該当するものと考えられる。

組合員の氏名・住所・印影については、直接または他の関連情報と照合することにより本件漁業協同組合の組合員が識別されうる情報であるから、当該組合員が漁業損失補償の対象者であることが明らかになるが、本件の交渉が第三者に明らかにしないことを前提としてなされた経緯に照らすと、これらの情報が公開されれば、当該組合員らが不快不信の感情を抱き、将来同種の事務事業や当該事業の周辺事業の適正な執行が困難になるおそれがあり、条例 7 条 5 号に該当するものと考えられる。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 6 年 3 月 2 4 日	諮問書受理
平成 2 0 年 2 月 1 9 日	実施機関からの非公開理由書受理
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 4 月 2 3 日	答申案審査
平成 2 0 年 4 月 3 0 日	答申